良施設の変更を内容とする土地改良事業と一体とした事業を急速に行う必要がある場合には、応急工事計画を定めて当該事業を実施できることとした。（第四九条、第八七条の五及び第九六条の四関係）

5　農地中間管理機構関連事業の拡充

農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）について、実施主体に市町村を追加するとともに、対象に農地中間管理機構が所有権を有する農用地を追加することとした。（第八七条の三、第九六条の四等関係）

6　情報通信環境整備事業の創設

土地改良区は、農業用用排水施設の管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用の促進に資するため、情報通信技術の利用上必要な施設の新設等を内容とする事業（以下「情報通信環境整備事業」という。）を行おうとする場合には、情報通信環境整備事業の計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第五七条の九及び第五七条の一〇関係）

7　土地改良区等の体制及び運営に関する措置

㈠　土地改良区は、土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を、その者が住所を有する地域にかかわらず、施設管理准組合員として加入させることができることとした。（第一五条の二関係）

㈡　土地改良区は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととした。（第一八条関係）

㈢　土地改良区の総会の招集に当たり、場所の定めのない総会とすることができることとした。（第二八条関係）

㈣　土地改良区は、将来行われるべき土地改良施設の更新に必要となる費用に充てるために資金を積み立てることができることとした。（第四二条関係）

㈤　土地改良区等の解散時の残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人等に帰属させなければならないこととした。（第六九条及び第一一一条の二八関係）

㈥　土地改良区が都道府県知事等による解散命令によって解散した場合の清算手続については、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることとした。（第七一条の七関係）

㈦　土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなった場合には、当該一の土地改良区が都道府県知事の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務を承継することによって解散することとし、この場合には、当該土地改良区連合は、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第八三条の二関係）

8　土地改良事業の適正な実施に関する措置

㈠　国営土地改良事業の農林水産大臣への申請に係る書面について、都道府県知事の経由を廃止することとした。（第八五条～第八五条の四及び第一三六条の五関係）

㈡　この法律中市町村又は市町村長に関する規定を特別区若しくは特別区の区長又は指定都市の区若しくは区長に適用する規定を削ることとした。（旧第一二五条関係）

9　土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に係る手続の見直し

㈠　土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をしようとする場合であって、土地改良事業により利益を受けないことが明らかになった土地についての事業参加資格者から申出があったときは、当該申出をした者を同意徴集の対象から除くとともに、一定の要件を満たすときは、当該申出に係る変更を土地改良事業計画の重要な部分の変更から除くこととした。（第八八条第一項等関係）

㈡　国営又は都道府県営土地改良事業のうち一定の要件を満たす施設更新事業の計画の変更について、変更後においても当該要件を満たす場合は、事業参加資格者からの同意徴集の要件を緩和することとした。（第八八条第六項関係）

㈢　農林水産大臣又は都道府県知事は、完了前の国営又は都道府県営土地改良事業について、一定の要件を満たす場合には、事業参加資格者の同意を得ることなく、これらの土地改良事業を廃止できることとした。（第八八条の二関係）

二　農業経営基盤強化促進法の一部改正関係

地域計画を定めた区域に限り農作業等の受委託に係る農用地を農地中間管理機構関連事業の対象とする土地改良法の特例規定について、実施主体に市町村を追加することとした。（第二二条の六関係）

三　農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正関係

農地中間管理事業規程の記載事項における農用地等の所有者等に対する農地中間管理機構関連事業に係る説明の規定について、市町村が行う農地中間管理機構関連事業を追加することとした。（第八条関係）

四　施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一四号）（総務省）

1　自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（農林水産省）

1　農林水産省畜産局総務課及び企画課の所掌事務を変更することとした。（第五八条及び第五九条関係）

2　半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農林水産省農村振興局の所掌事務の特例の期限を一〇年延長し、令和一七年三月三一日とすることとした。（附則第五条関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行するものとすることとした。ただし、2の規定については、公布の日から施行するものとすることとした。

◇国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　総合政策局バリアフリー政策課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第三六条及び第四〇条関係）

2　国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）

二　国土審議会令の一部改正関係

山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の2及び二の規定は、公布の日から施行することとした。

◇地方財政法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

1　令和一二年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金に係る地方財政法第三二条の二の政令で定める率について所要の整備を行うこととした。（附則第二条関係）

2　標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条及び第一〇条並びに附則第一三条～第一六条関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の規定の整理を行うこととした。（附則第七条の二関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。